

レファレンス協同データベース事業実施要項

(平成 17 年 7 月 7 日国図関西 050629001 号)

改正：平成 18 年 3 月 31 日国図関西 060324002 号

平成 20 年 2 月 1 日国図関西 080128004 号

平成 22 年 3 月 30 日国図関西 100326001 号

平成 25 年 3 月 29 日国図関西 1303212 号

1 事業目的

国立国会図書館(以下「当館」という。)が実施するレファレンス協同データベース事業(以下「本事業」という。)は、公共図書館、大学図書館、専門図書館等(以下「図書館等」という。)におけるレファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロファイルに係るデータ(以下「データ」という。)を蓄積し、並びにデータをインターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする。

2 事業内容

- (1) 当館は、レファレンス協同データベース・システム(以下「システム」という。)を構築し、その運用及び維持管理を行う。
- (2) 当館及び参加館(本事業に参加する図書館等をいう。以下同じ。)は、データを作成し、システムを基盤として構築するレファレンス協同データベースに登録する。
- (3) 当館は、データの公開レベルに応じ、レファレンス協同データベースに収録されるデータをインターネットを通じて参加館及び一般利用者に提供する。
- (4) 当館は、参加館のデータ作成に必要な情報の提供及び支援を行う。
- (5) 当館及び参加館は、レファレンス協同データベース及びシステムを用いて行う図書館等の職員を対象とする研修を実施し、又は支援する。
- (6) 当館及び参加館は、前各号に掲げるもののほか、本事業の目的を達成するために必要な事業を協力して行う。

3 データ・フォーマット

- (1) システムにおいて取り扱うデータ・フォーマットは、当館が定義した「レファレン

ス協同データベース標準フォーマット」(以下「標準フォーマット」という。)とし、参加館は、その最新のものを使用するものとする。

(2) 前号の標準フォーマットの変更は、当館の決定に基づいて行う。

4 データの登録及び維持管理

(1) データの作成、登録に当たっては、前項の標準フォーマットによるもののほか、当館が別に定めるガイドラインによるものとする。

(2) 参加館は、参加館の有するデータが、システムに登録可能でないデータ・フォーマットであり、かつ大量である場合には、当館との協議に基づき、提供可能なデータ・フォーマット及び媒体で、当館に送付することができるものとする。

5 データの利用

(1) 参加館は、一般に公開されているデータ、参加館に公開されているデータ及び自館のみ参照データを利用できるものとする。

(2) 参加館以外の利用者は、一般に公開されているデータを利用できるものとする。

(3) 第2項第5号に規定する研修を目的とする場合において、当館が特に認めた者は、前号の規定にかかわらず、参加館に公開されているデータについても利用できるものとする。

(4) 前3項の利用の方法は、検索及び閲覧のほか、検索結果のプリントアウト、外部提供インタフェースの利用その他当館が適当と認める方法とする。

6 システムの管理

システム機器は、当館が運用・保守を担当する。システム機能の改修、追加、停止等は、当館における決定に基づいて行う。

7 システムへの接続

参加館は、原則としてインターネット(TCP/IPプロトコル)でシステムへの接続を行う。

8 参加の条件と手続等

本事業への参加条件、参加及び脱退の手続等については、「国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加規定」によるものとする。

9 当館における事業実施体制

- (1) 本事業の運用に係る業務は、関西館図書館協力課において行う。
- (2) 当館がレファレンス協同データベースに登録するデータに関する業務は、利用者サービス部において行う。